

第4章 施策の展開

1 望ましい食習慣の基礎づくり

(1) 家庭における食育の推進

家庭は食生活の基本の場です。市民一人ひとりが望ましい食習慣を送ることができるよう支援します。

施策の方向

① バランスのとれた食生活の支援

核家族化、共働き家庭の増加など家族形態は多様化しています。各家庭の食生活の状況を踏まえながら、栄養バランスのとれた規則正しい食習慣づくりと一日のエネルギーの源である朝食を必ずとることから始める生活リズムの向上を推進します。

② 食を通じたコミュニケーションの促進

心豊かに生活するうえで、家族間のコミュニケーションは欠かせません。家族のコミュニケーションが活発になることで、家庭での食育の機会が増えることも期待されます。家族が共に食について考える機会を提供し、家族との食の大切さを啓発します。

③ 食育に取り組む機会の提供

育児や食に不安を持つ保護者が少なくないことから、身近なところで食育に取り組む機会を提供するとともに、乳幼児健診や育児教室などを通じて保健指導の充実を図りながら、情報提供や相談体制を強化します。

数値目標

指 標		現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
いつも朝食を食べる子どもの割合	幼児	96.7%	100%	健康増進課
	小学生	94.9%	100%	健康増進課 学校教育課
	中学生	82.2%	100%	学校教育課

指 標		現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
朝食を欠食する成人の割合	20歳代男性	35.0%	15%以下	健康増進課
	30歳代男性	11.8%	10%以下	
家族と共に夕食を食べる子どもの割合	幼児	92.0%	100%	学校教育課
	小学生	91.3%	100%	
	中学生	79.1%	95%	
栄養講話をきく妊婦の数		46人 (H22)	60人	健康増進課
栄養相談を受ける産婦および乳児の数		365人 (H22)	400人	健康増進課
栄養相談を受ける保育者の数		766人 (H22)	800人	健康増進課
離乳食教室参加者数		241組 (H22)	250組	健康増進課
コアラクッキング教室参加者数		32人 (H22)	40人	健康増進課
親子クッキング教室参加者数		35人 (H22)	40人	健康増進課
弁当の日実施数		8回/年 (H22)	8回/年	学校教育課
歯科講話をきく妊婦の数		46人 (H22)	50人	健康増進課
歯みがき指導を受ける児の数		1,192人 (H22)	1,200人	健康増進課
健診結果相談会実施者数		140人 (H22)	180人	健康増進課
移動健康相談実施者数		134人 (H22)	140人	健康増進課
まごころ弁当事業利用者数		2,309食 (H22)	2,400食	介護福祉課

(2) 学校、幼稚園、保育所等における食育の推進

子どもの食をめぐる問題が大きくなる中で、子どもたちが多くの時間を過ごす学校・幼稚園・保育所等は、大きな役割を担っています。子どもが食の大切さや楽しみを実感できる魅力ある食育を推進し、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。また、これらの取り組みを通じて家庭への波及効果をめざします。

施策の方向

① 学校等における推進体制の整備

子どもの望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の育成を図るため、指導計画に基づいた食に関する指導体制の充実と学校や幼稚園、保育所等からの園だよりや給食だよりなどを通じた保護者への積極的な情報発信を推進します。

② 子どもの食の自己管理能力の育成

子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあり、この時期に適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることができます。様々な体験活動を通じて食事の楽しさ、喜びを伝えるとともに、自己管理能力の育成を図ります。

③ 給食等を活用した食文化継承

子どもの地域産業や食文化への理解を深めるため、給食等での地場産食材や郷土料理のより一層の活用を推進します。

数値目標

指 標		現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
食育計画を策定している保育所の割合		100%	100%	児童福祉課
食育計画を策定している幼稚園の割合		100%	100%	学校教育課
食に関する年間指導計画を作成している 学校の割合	小学校	100%	100%	学校教育課
	中学校	100%	100%	学校教育課

指 標		現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
食事のあいさつをする子どもの割合	幼児	92.0%	100%	児童福祉課 学校教育課
	小学生	91.3%	100%	
	中学生	75.7%	100%	
食事のあいさつを指導している保護者の割合	幼児	60.8%	70%	児童福祉課 学校教育課
	小学生	43.6%	100%	
	中学生	53.4%	100%	
夕食調理を手伝っている割合 (週3回以上)	幼児	80.7%	90%	児童福祉課 学校教育課
	小学生	9.3%	50%	
	中学生	18.6%	50%	
むし歯でない子ども	むし歯のある 3歳児の割合	23.8% (H22)	23%以下	健康増進課
	むし歯のある 12歳児の割合	21.2% (H22)	20%以下	学校教育課
学校給食における地場産品を使用する割合 (茨城県産＋市内産の食材使用割合，食材数ベース)		31.0%	35%	学校教育課

(3) 地域や職場における食育の推進

健康で生き生きと暮らしていくためには、生涯にわたって食生活を見直すことが必要です。死亡原因に大きく影響を及ぼす生活習慣病を予防するために地域や職場においても食育を推進します。

施策の方向

① 健康づくりを支援する食環境の整備

ヘルシーメニューの提供や栄養成分表示、受動喫煙防止や健康情報発信などに取り組み、県に「いばらき健康づくり支援店」として登録されている飲食店やスーパー等の周知を図ります。

② 生活習慣病予防の推進

当市においては、生活習慣病のうち、女性における脳血管疾患の死亡率や男性の肥満者の割合が高く、また県と比較して男女共に血圧が高い傾向にあることから、生活習慣病予防など生涯を通じた健康づくりのため、食生活改善や運動習慣の定着などを推進します。

③ 地域や職場を通じた食生活改善の支援

食育の取り組みを広げるため、地域や職場における理解促進を図ります。

数値目標

指 標	現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている市民の割合	34.7%	60%以上	健康増進課
メタボリックシンドロームの言葉と意味を知っている市民の割合	85.7%	95%以上	健康増進課
いばらき健康づくり支援店登録数	1 店舗	増加	県保健予防課
健康教室事業参加者数（延人数）	596人 (H22)	600人	健康増進課
成人歯科相談者数	76人 (H22)	100人	健康増進課

2 地域の食文化の継承づくり

(1) 食文化継承・環境と調和のとれた地産地消の推進

地域の食文化の伝承を図るとともに、新鮮で安心な食材提供や地域産業への理解を促進し、環境に配慮した食生活にもつなげる地産地消を推進します。

施策の方向

① 地域食文化「つくばみらいの味」の継承

当市は、栄養バランスに優れた日本型食生活を実践するための農産物等が豊富です。郷土の食に対する感謝の気持ちを育てながら、食文化伝承をめざします。

② 地産地消の推進

食品購入時に鮮度を重視する人が多いことから、安全・安心・新鮮な地元の農産物等を地域に供給するために、給食での利用や直売所の活用など地産地消の取り組みを推進します。

③ 環境に配慮した食生活の推進

環境と調和した農業の活性化を図るため、他機関と協働しながら、食品廃棄物の減量化と有効利用の取り組みを充実します。

数値目標

指 標	現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
1週間あたりの米飯給食回数	3.3回	4回	学校教育課
地産地消の言葉と意味を知っている市民の割合	56.7%	60%	児童福祉課 学校教育課 農政課 健康増進課
授業数	1回	1回	学校教育課

(2) 食の大切さ伝える体験活動と生産者との交流

食の大切さや食に関わる方への感謝の念を深める体験活動を推進するとともに、市民の農業に対する理解促進と相互の「顔がみえる」関係づくりを進めます。

施策の方向

① 地域資源を活かした体験活動の推進

地域の農産物のすばらしさや食を生産する喜びを伝えるため、農業や自然を楽しく体験・学習できる場の提供を推進します。

② 生産者と消費者の交流促進

農業に関する理解を図るため、生産者と消費者の顔がみえる関係の構築と交流促進を図ります。

数値目標

指 標	現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
市民農園区画数	68 区画	100 区画	農政課
大豆オーナー制度区画数	320 区画	350 区画	農政課
イベント開催数	4 回	5 回	農政課
田んぼアート参加者数	75 人	100 人	農政課
収穫イベント参加者数	500 人	500 人以上	農政課
農業体験の取り組みがなされている学校の数	6 校	6 校以上	学校教育課
農産物直売所（みらいっ娘）の利用者数	—	55,000/人	農政課
市内農産物直売所の産品率	100%	100%	農政課

3 食をとりまく環境づくり

(1) 市民運動推進のための体制整備

身近なところから食育に取り組む機会が得られるよう、継続的な食育運動の展開や、食に関わる人材の確保、情報提供を推進します。

施策の方向

① 継続的な食育運動の展開

食育が広く市民に認識されるようにするために、国が定めた毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」の周知を図り、食生活の改善や健康づくり、その他食に関する様々な情報の提供などあらゆる機会を通じて啓発活動を実施します。

② 食育に関わる人材の確保

市民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、食生活で実践していくためには、地域に根ざしたボランティアの役割が重要です。特に、食生活改善推進員は、食育推進の中心的役割となります。食育に関わる人材の確保を図り、その活動の支援をします。

③ 食の安全に関する情報提供

安心・安全な食生活を確保するためには、消費者が自らの判断で食を正しく選択することが必要です。国・県や他の自治体と連携し、食の安全に関する知識の普及・啓発に努めます。

数値目標

指 標	現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
食育に関心を持っている市民の割合	73.7%	90%以上	健康増進課
食育に関心を持っている保護者の割合	79.7%	90%以上	健康増進課 学校教育課

指 標		現状値 (H21)	目標値 (H27)	担当課
食に関するボランティアの数	食生活改善推進員数	48人 (H22)	50人	健康増進課
	食育推進ボランティア数	7人 (H22)	10人	健康増進課
食に対する不安を感じる市民の割合		79.9%	50%未満	健康増進課